

附則

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十二条第七号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行される指示書については、なお従前の例による。

第三条 都道府県知事（歯科技工所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長）は、施行日前に法第二十一条第一項の規定により既に届出を行った歯科技工所の開設者であつて、同条第二項の規定による廃止の届出を行っていないものに対して、施行日の前日までに、この省令による改正後の第十三条第三項の規定の例により、歯科技工所番号の通知をするものとする。

○厚生労働省令第六十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第二項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

歯科医師法第十七条の二第二項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十七条の二第二項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>歯科医師法第十一条第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）第十一条第一号に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。</p>	<p>歯科医師法第十七条の二第二項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）第十七条の二第二項に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第二項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。</p>

附則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令  
 歯科医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令(平成十七年厚生労働省令第百三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正	後	前
第十三条 (略)	2 (報告の徴収及び指 <sub>示</sub> ) (略)	3 厚生労働大臣は、臨床研修施設又はその指定を受けようとする病院若しくは診療所が第六条第一項から第三項までに規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、臨床研修施設の開設者若しくは管理者又はその指定の申請者に対し、当該者の同意を得て実地に調査することができる。	3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

附則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。  
 ○厚生労働省令第六十六号  
 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行に伴い、厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等に関する省令  
 (厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第一条 厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生労働省令第四号)は、廃止する。

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生労働省令第四号)の項を削る。

附則

1 (施行期日)  
 この省令は、公益信託に関する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 公益信託に関する法律(以下「改正法」という。)による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下「旧法」という。)第一条に規定する公益信託で改正法の施行の日前に旧法第二十条第一項の許可を受けてその効力が生じたものについては、第二条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第一の一の表中厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の項の規定は、当該施行の日から起算して二年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第六十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項等の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令  
 (厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正

改 正

	改 正	後	前
第五条 (電子署名等)	前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとして行っている申請等を行う者又は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。	前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとして行っている申請等を行う者又は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。	前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとして行っている申請等を行う者又は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

2 5 8 (略)

2 5 8 (略)

	改 正	後	前
第五条 (電子署名等)	前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとして行っている申請等を行う者又は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。	前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとして行っている申請等を行う者又は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。	前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとして行っている申請等を行う者又は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

2 5 8 (略)

2 5 8 (略)